

2011年3月30日

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部 本部長
内閣総理大臣 菅直人 様

被災者生活支援特別対策本部 本部長
防災担当大臣 松本 龍 様

新日本婦人の会会長 高田公子

当座の生活費の支給など、被災者支援をつよめてください

未曾有の大震災・津波被害、原発事故に対する連日の不眠不休の活動、本当にご苦労様です。

厳しい避難生活を余儀なくされている被災者から、「手元にまったくお金がない」「当座の資金がない」など切実な声が寄せられています。政府は各種の貸付資金を用意していますが、返済の見通しのない被災者にとっては使いにくいものとなっています。また、被災自治体からも、同様の悩みが聞こえています。

以下のような被災者支援をおこなうようお願いいたします。

- 1、被災者に対して、返済不要の当座の生活費を支給してください。
- 1、国民から寄せられた多額の義援金ができるだけ早く、直接、被災者と被災地に届けられるよう配慮してください。